

# あゆみ速報

原研労組中執ニュース QST版

原子力平和利用三原則  
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4  
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

## 勤務時間の繰上げ及び繰下げについて！

量研機構（QST）は7月1日付で「新型コロナウイルス感染症対策等に係る勤務時間の繰上げ及び繰下げについて」という通達を制定しました。この通達制定について7月9日にQSTより原研労組・放医研労組へ確認・協議依頼がありましたので、複数回に渡ってメールによる協議を行いました。以下にその内容等をお知らせいたします。

\*\*\*\*\*

### 「新型コロナウイルス感染症対策等に係る勤務時間の繰上げ及び繰下げについて」の制定について

#### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策の一つとして、通勤混雑を回避する目的の時差出勤を対策本部決定によって臨時的に認めてきていたところであるが、今後の事態の収束の見通しが立たない中で、当面の間、通勤混雑を回避する目的で時差出勤ができるよう制度として整備を行った。

併せて、夏季における働き方を含む生活様式の変革を目的とした時差出勤について、多様な働き方の推進の一環として、従前のゆう活の取組等を踏まえ整備を行った。

#### 2. 制度概要

- ①対象職員 全職員（業務補助員は始業時刻が8：30～10：30の者のみ。）
- ②対象地区 全地区（各地区等で従来定めている時差出勤制度を妨げない。）
- ③始業時刻 7：30、8：00、8：30、9：00、9：30、10：00、10：30のいずれかに繰上げ又は繰下げが可能
- ④要件 所属長の承認を得ること
- ⑤夏季における働き方を含む生活様式の変革を目的とした場合の時差出勤の対象期間は7月1日～9月30日まで
- ⑥半日の有給休暇等を取得する場合は利用不可
- ⑦施行日 令和2年7月1日

#### 3. 別添資料

- 1 新型コロナウイルス感染症対策等に係る勤務時間の繰上げ及び繰下げについて

以上

原研労組・放医研労組はこれを受けて、次に示すような質問や要望等を伝え、QSTから回答を得ましたので皆様にご報告いたします。

\*\*\*\*\*

**質問①：** 新型コロナウイルスが終息したと判断された時をもって、本制度は廃止されるのでしょうか。

**QST 回答：** 新型コロナウイルス感染症が終息したと判断される場合については、新型コロナウイルス感染症対策のため通勤に利用する交通機関の混雑を避けることを目的とした時差出勤制度は廃止する予定です。

**質問②：** 月単位等ではなく、日毎に申請し、所属長が認めれば出勤時間を決められるということでしょうか。

**QST 回答：** 所属長の承認を得た場合、日単位で時差出勤の出勤時刻を設定可能です。

**質問③：** 定年制職員の場合、勤務時間は、繰上げまたは繰下げられた始業時間から、8.5時間（12:00～13:00の休憩時間含む）でしょうか。

**QST 回答：** 定年制職員の場合、以下の時間帯に繰上げ繰下げとなります。

（いずれも休憩時間（正午から午後1時）を含む8.5時間）

- ・午前7時30分始業～午後4時00分終業
- ・午前8時00分始業～午後4時30分終業
- ・午前8時30分始業～午後5時00分終業
- ・午前9時00分始業～午後5時30分終業
- ・午前9時30分始業～午後6時00分終業
- ・午前10時00分始業～午後6時30分終業
- ・午前10時30分終業～午後7時00分終業

**質問④：** 夏季における働き方を含む生活様式の変革を目的とした場合の時差出勤、との違いはどのように判断されるのでしょうか。

**QST 回答：** 所属において、新型コロナウイルス感染症対策のため通勤に利用する交通機関の混雑を避けることを目的とした場合と夏季における働き方を含む生活様式の変革を目的とした場合とをご判断いただきます。

**質問⑤：** ゆう活を使用した場合、基本的に超過勤務は認められなかったと思いますが、本制度を使用した場合、超過勤務は可能でしょうか。

**QST 回答：** 時差出勤を実施する日における超過勤務については、所属長からの命令がある場合、超過勤務は可能です。

**回答への要望：** 時差出勤により早く出勤した場合、通常出勤者や遅く出勤した人に合わせて業務を行うと、超勤をする日数が増える、または、1回の超勤時間が長くなってしまわないかと思います。そのようなことが多発しないように注意し運用してください。

**QST 回答：** 時差出勤日における超勤が増加しないよう、適切に運用してまいります。

**質問⑥：** 時間休の取得は可能と考えてよいでしょうか。

**QST 回答：** 時差出勤を実施する日においては、時間単位の年次有給休暇の取得は可能です。ただし、半日単位の年次有給休暇の取得はできません。

**質問⑦：** Socia への入力どのように行うのでしょうか。

**QST 回答：** 別添のとおり入力ください。

(補足： 以下のイントラ記事に掲載している資料になります。

[http://qweb.qst.go.jp/db/otherdb/bbs/bbs\\_detail.php?id=32901](http://qweb.qst.go.jp/db/otherdb/bbs/bbs_detail.php?id=32901))

**回答への質問：** Socia を確認させていただきました。ゆう活に関しては、ゆう活 B (8:00~16:30) 等時間の記載がありますが、時差出勤等につきましても時間の表示はできないでしょうか。

また、8:00 からの勤務はゆう活しかないのでしょうか。ゆう活は基本的に超過勤務が認められないと思うのですが、備考欄に「時差出退勤のため」と記載すれば、時差出勤として扱われるということでしょうか。

**QST 回答：** 時差出勤を実施する際にソシアで選択するプルダウンメニューについては、本通達制定前の3月よりコロナ対応として緊急的に時差出勤制度を導入し運用していたため、現在も引き続き既存の設定名称を利用し運用しております。また、今年度はゆう活という取組を実施しているわけではありませんので、質問⑤への回答のとおり、時差出勤を実施する日における超過勤務は、所属長の命令に基づき実施可能です。

なお、時差出勤を実施する際にソシアで選択するプルダウンメニューについては、御意見を踏まえて、変更することを検討してまいります。

以上